

平成 23 年 1 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社アイビーダイワ
代表者名 代表取締役社長 齋藤 芳春
(J A S D A Q ・ コード 3 5 8 7)
問合せ先
役職・氏名 執行役員 井上 政隆
電話 0 3 - 5 3 1 2 - 6 5 1 0 (代)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成23年1月20日開催の取締役会において、平成23年2月8日開催予定の臨時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の目的

当社は、本日付で別途開示しました「株式の併合及び単元株式数の変更に関するお知らせ」に記載のとおり、本日開催の取締役会において、平成23年2月8日開催予定の臨時株主総会に、株式の併合及び単元株式数の変更について付議することを決議いたしました。

これに伴い、当該株主総会において株式の併合が承認され、効力が発生することを条件として、定款第6条に規定する発行可能株式総数を減少するため、及び定款8条に規定する単元株式数を1,000株から100株に変更するための変更を行うものであります。

定款第6条及び第8条の変更の効力は、本株式併合の効力が発生することを条件とし、平成23年3月1日をもって生ずるものとする旨の附則を設けるものであります。なお、本附則は、変更の効力が発生した日の翌日をもって削除するものといたします。

2. 定款一部変更の内容

定款一部変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,200,000,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>120,000,000株</u> とする。
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
附 則 (新 設)	附 則 (発行可能株式総数に関する経過措置) <u>第6条の変更は、平成23年3月1日をもってその効力を生じるものとし、効力発生までは従前どおり次のとおりとする。</u> (発行可能株式総数) <u>第6条 当社の発行可能株式総数は、1,200,000,000株とする。</u> なお、本附則は第6条の変更の効力発生後これを削除する。 (単元株式数に関する経過措置) <u>第8条の変更は、平成23年3月1日をもってその効力を生じるものとし、効力発生までは従前どおり次のとおりとする。</u> (単元株式数) <u>第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</u> なお、本附則は第8条の変更の効力発生後これを削除する。

3. 定款一部変更の日程

- | | |
|-----------------------|------------------|
| (1) 取締役会決議日 | 平成 23 年 1 月 20 日 |
| (2) 株主総会決議日 (予定) | 平成 23 年 2 月 8 日 |
| (3) 定款一部変更の効力発生日 (予定) | 平成 23 年 3 月 1 日 |

以 上